



## 第2章 | 事前の危機管理



町会ごとの集団下校訓練

荒天時の引き渡し訓練（黒石市立黒石東小学校）



## 第2章 | 事前の危機管理



### 1 防災教育

#### (1) 防災教育の意義

学校（園）において、火災、地震及び風水害等の災害が発生した場合、児童生徒等の安全確保が第一となる。

万一の災害発生に備えて、平素から安全管理はもとより、児童生徒等に生じる危険や安全に避難する方法等について理解させ、状況に応じて児童生徒等が自ら安全な行動ができるようにする安全教育及び安全指導は必要不可欠である。

とりわけ、地震は突発的であり、容易に予測できない性質をもっている。このことから学校（園）においては、いつ地震が起こっても被害を最小限にとどめられるように備えると同時に、地震後の対応が十分講じられるようにしておくことが大切である。

#### (2) 防災教育の進め方

学校における安全教育は、各教科・道徳（小・中）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校（園）の教育活動全体を通じて行わなければならない。

防災教育も、安全指導の一環として実施されるものであり、全教育活動を通して計画的、継続的に指導や訓練を実践することが大切である。指導・訓練を進めるに当たっては地域や学校の地理的、社会的な特性及び児童生徒等の実態が異なるので、自校（園）の実情に合わせた工夫が大切である。

#### (3) 防災教育のねらい

防災教育のねらいには次のようなものがある。

- ① 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ② 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

なお、校種別防災教育の目標は次のとおりである。

### 幼稚園

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

### 小学校

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる。

### 中学校

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる。

### 高等学校

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

### 特別支援学校

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における校種別防災教育の目標のほか、児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実情等に応じて危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができる。

## 2 学校防災マニュアルの作成（地震・津波を想定した例）

### （1）学校防災マニュアル

#### ① 作成の目的

- ア 学校における災害発生時の対応策について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- イ 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

#### ② 作成のポイント

##### ア 学校における防災

初期対応の内容は、地震発生と同時に児童生徒等が自ら行う安全確保行動、教職員が行う緊急対応（指示、救助、応急手当）、その後の二次対応では、地震に関連して起こる災害（津波、火災等）への対応として示している。また、一連の流れはあくまでも一般的に考えられるものであり、学校の立地条件や発生時間帯によって変わることが考えられる。

##### （ア）事前の危機管理（備える）

地震災害は、いつ発生するか分からないので、事前の危機管理が整っていなければ、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障を来すことになる。地震発生時に「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する行動は、児童生徒等に対して事前指導が不可欠である。様々な場所や時間帯で発生することを想定し、どのような場所が安全なのかを指導しておくことが必要である。

#### (イ) 発生時の危機管理（命を守る）

地震の揺れは突然起こる。緊急地震速報によって数秒から数十秒前に報知音が鳴ることもあるが、震源が近い場合、報知音と揺れがほぼ同時であったり、報知音よりも揺れが先に来たりすることもある。地震の揺れで停電する場合もあることから、校内放送で「地震が発生したので机の下に入りなさい」と指示することによって避難行動を促す訓練が、実際に地震が発生した時の危機管理に見合わないこともあり得る。報知音、あるいは揺れそのものを、児童生徒等の一人一人が察知した段階で、素早く身の安全を確保することが命を守る上で重要である。自分の身の回りで落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを瞬時に判断して、安全な場所に身を寄せることが必要である。

二次対応についても、緊急を要する場面では、マニュアルを見る余裕がない場合が考えられる。児童生徒等の安全確保が確認された後、時間的余裕が発生した段階で次の対応に移ることをイメージして作成することが大切である。

#### (ウ) 事後の危機管理（立て直す）

児童生徒等の在校時に地震災害が発生し、その後下校（帰宅）させる際には、十分な情報を収集して、通学路の安全確認や公共交通機関の運行状況等のほか、特に沿岸部では津波の有無も含めた判断が求められる。国・私立学校や高等学校、特別支援学校など通学範囲が広い場合には、児童生徒等の居住地の情報収集も必要である。情報通信網や公共交通機関が麻痺し、保護者等の帰宅が困難な場合には、児童生徒等を学校で待機させるなどの対応も必要になってくる。その際には、事前に保護者とルールを決めておくなどの対応が必要である。

### イ 家庭・地域・自治体等との連携

#### (ア) 作成時の連携

大規模災害時は、学校だけで児童生徒等の安全を確保することが難しい状況が考えられる。また、学校が地域の避難所となる場合もあることから、地域住民や自治体等と連携した体制整備は重要である。このことから学校防災マニュアルの作成（見直し・改善）段階から家庭、地域、自治体等の関係機関と共同で作業に当たることが望まれる。また、新たな組織を立ち上げるのではなく、地域学校安全委員会、学校運営協議会など、既存の組織等を活用することで、負担を軽減することができる。

#### (イ) 訓練等での連携

マニュアルに基づいた訓練についても合同で実施することが望まれる。学校間の合同訓練や自治体単位での実施など様々な規模と形態が考えられる。特に津波の被害が考えられる地域においては、地域と一体となった避難行動の訓練が必要である。

## (2) 各学校における防災マニュアル作成上の留意点

### ① 学校独自の視点

#### ア 自然的環境及び社会的環境の把握

学校が立地している自然的環境について総合的に把握することが第一である。東日本大震災では、自治体等が作成しているハザードマップで想定していたエリアを越える津波によって多くの被害が発生したことから、災害規模が想定を超えることがあることも考えておかなければならない。また、地震によって火災や液状化、土砂崩れなどの被害が発生することも想定し、避難経路については複数設定しておく必要がある。

避難経路については、必ず実地見分を行い、その状況を確認しておくことも大切である。天

候や交通量等による状況変化も考慮しなければならない。災害発生時には児童生徒等だけでなく地域住民の避難により混雑することなども考慮する必要がある。

また、社会的環境の特性（都市、郊外、商店街、住宅街、工場地帯等）や医療機関、警察署や消防署等の関係機関の場所を考慮することも大切である。

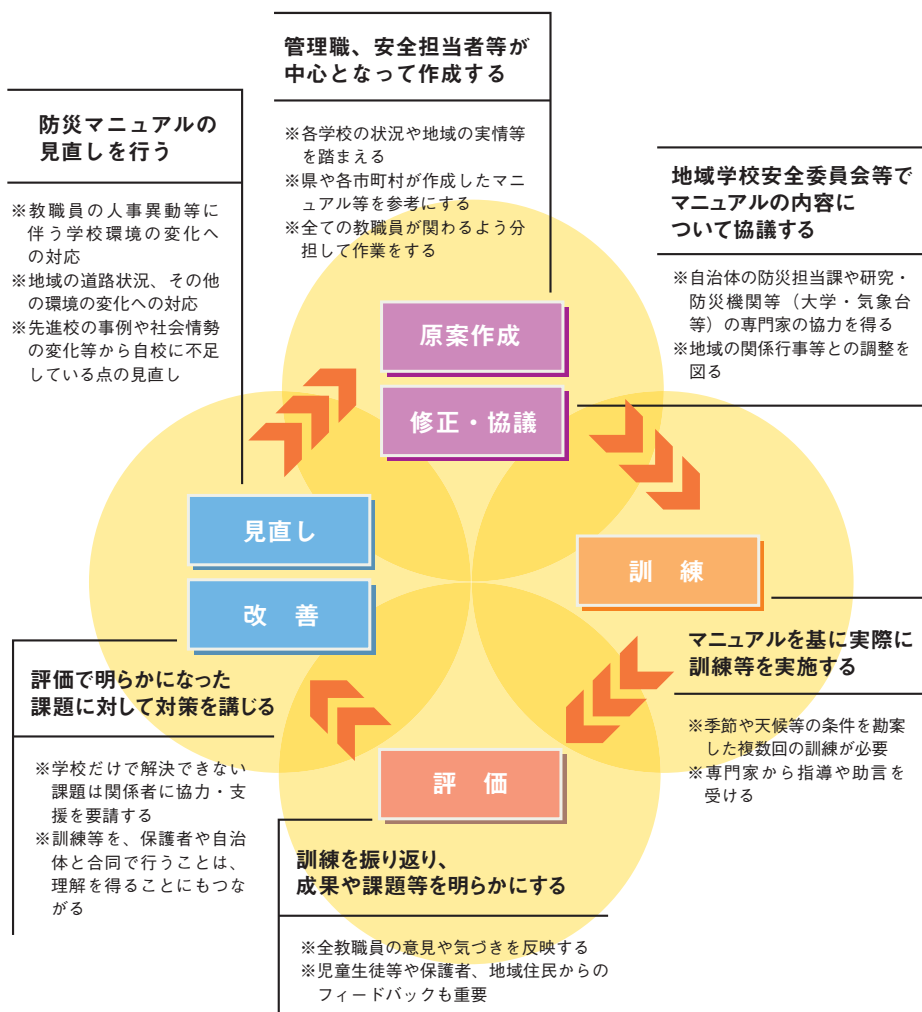
イ 校内の状況、地域の人的状況の把握

児童生徒数、教職員数、支援を必要とする児童生徒等、登下校方法、登下校時間帯について確認が必要である。また、地域によっては、時間帯で所在する住民の構成が変わることもあるので、登下校時の災害発生時の協力体制や、学校が避難所となる場合の地域住民の避難行動も一律ではない場合が考えられる。災害が発生する時間帯についても考慮し、発災時間帯別に対応の流れを整理しておくことも必要である。

ウ その他

近隣に原子力施設がある場合には、自治体の災害対策本部との綿密な連絡体制を整えておくことが必要である。併せて、事前に、災害発生時における都道府県や市町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の方法、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

② 作成・見直しの手順



### 3 防災組織

#### (1) 学校災害対策本部設置基準

学校災害対策本部の設置基準については、次の通りを原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。県地域防災計画（地震・津波災害対策編）に準じて、下記のように位置付ける。

自動設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在市町村で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・所在市町村に大津波警報が発表された場合</li> </ul>
校長の判断設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在市町村で相当規模の地震災害が発生し、または被害発生の恐れがある場合</li> <li>・所在市町村に津波警報等が発表された場合</li> <li>・海岸付近での校外活動（遠足等）時に当該海岸沿いに津波警報等が発表された場合</li> </ul>

#### (2) 学校災害対策本部組織 [各班の活動内容] [例]

役割分担 (担当)	主な活動内容	事前の準備
本部 本部長 (校長)	<input type="checkbox"/> 各班からの情報の把握 <input type="checkbox"/> 状況に応じた的確な指示	<input type="checkbox"/> 各班の活動内容を把握しておく <input type="checkbox"/> 市町村教育委員会、市町村防災担当課等の担当者の確認
総括 副本部長 (副校長・教頭・事務長)	<input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡や指示 <input type="checkbox"/> 応急対策等の検討 <input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市町村教育委員会、市町村防災担当課等、PTA等との連絡調整、報告 <input type="checkbox"/> 消防署等への通報 <input type="checkbox"/> 報道機関等との連絡・対応 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し品の搬入 <input type="checkbox"/> 記録日誌の記入	<input type="checkbox"/> 研修会の実施、日常の確認・点検 <input type="checkbox"/> 校内略地図（電源・電気・水道・ガス配線） <input type="checkbox"/> 報道対応準備 <input type="checkbox"/> 持ち出し書類、物品の確認 <input type="checkbox"/> 災害対策本部用日誌
情報収集班 (教務主任等)	<input type="checkbox"/> 各班からの情報収集・連絡調整 <input type="checkbox"/> 各班からの情報を総括へ報告	<input type="checkbox"/> トランシーバー、ハンドマイク、懐中電灯、ラジオ等の点検
避難誘導・安否確認班 (授業担当教員・学年主任等)	<input type="checkbox"/> 児童生徒等・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路を使つての避難誘導 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安全確保 <input type="checkbox"/> 児童生徒等への的確な指示 <input type="checkbox"/> 一次避難場所への避難誘導・整列指示 <input type="checkbox"/> 名簿による確認	<input type="checkbox"/> 事前の避難経路確認、指定 <input type="checkbox"/> 避難経路図作成（複数） <input type="checkbox"/> 校内避難経路矢印表示 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の確認名簿 <input type="checkbox"/> AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
安全確認班	<input type="checkbox"/> 初期消火、安全点検	<input type="checkbox"/> 定期的な安全点検の実施
(学級担任・副担任・学年主任等)	<input type="checkbox"/> 避難、救助活動の支援 <input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 施設等の構造的な被害状況調査及び本部への報告 <input type="checkbox"/> 二次災害危険防止の措置 <input type="checkbox"/> 二次避難場所への経路確認・確保 <input type="checkbox"/> 負傷者及び行方不明者を本部に報告	<input type="checkbox"/> 消火用具の準備・管理 <input type="checkbox"/> 二次避難場所対策

役割分担（担当）	主な活動内容	事前の準備
救出班	<input type="checkbox"/> 負傷者の状況確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索 <input type="checkbox"/> 校内の警備	<input type="checkbox"/> 校内略地図 <input type="checkbox"/> 軍手、ヘルメット、マスク <input type="checkbox"/> 救出用具（スコップ、のこぎり、斧等） <input type="checkbox"/> AED、担架
救急医療班	<input type="checkbox"/> 応急手当の実施 <input type="checkbox"/> 応急手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷や応急手当の記録 <input type="checkbox"/> 負傷者等の医療機関への連絡・送致	<input type="checkbox"/> 応急手当用備品確保・管理 <input type="checkbox"/> 記録用紙（健康カード等） <input type="checkbox"/> 医療的なケアが必要な児童生徒等への対応
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な機材の調達、管理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の処理及び立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認 <input type="checkbox"/> 施設等の構造的被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 授業教室の確保	<input type="checkbox"/> 復旧に必要な機材、用具の確保・管理 <input type="checkbox"/> 校内略地図（電源・電気・水道・ガス配線） <input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> 軍手、ヘルメット、マスク
保護者対応班	<input type="checkbox"/> 連絡手段の検討・決定 <input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の引き渡し作業 <input type="checkbox"/> 引き渡しの際の身元確認	<input type="checkbox"/> 事前の引き渡しカード作成、回収・確認 <input type="checkbox"/> 確認名簿 <input type="checkbox"/> 引き渡し配置図
特別教室等確認班	<input type="checkbox"/> 被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 危険箇所の対応 <input type="checkbox"/> 危険箇所の立入禁止表示 <input type="checkbox"/> 授業教室の確保	<input type="checkbox"/> 復旧に必要な機材、用具の確保・管理 <input type="checkbox"/> 校内略地図（電源・電気・水道・ガス配線） <input type="checkbox"/> 被害調査票
避難所運営支援班	<input type="checkbox"/> 市町村防災担当課等及び自主防災組織等と連携し、避難所の運営支援 <input type="checkbox"/> 避難者の受付 <input type="checkbox"/> 立入禁止区域の設定・表示 <input type="checkbox"/> 受入れ場所の開放・表示 <input type="checkbox"/> ライフラインの点検・確認	<input type="checkbox"/> 名簿用紙 <input type="checkbox"/> 表示関係 <input type="checkbox"/> 校内配置図 <input type="checkbox"/> 市町村、地域との事前確認 <input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード
学校再開班	<input type="checkbox"/> 学校教育活動の再開に取り組むために必要な作業・確認事項・協議	<input type="checkbox"/> 学習場所の確保 <input type="checkbox"/> 学習用具の確保
スクールバス班	<input type="checkbox"/> バス会社への連絡	<input type="checkbox"/> 運行コース地図

※ 災害発生時には、上記のような役割が必要となる。各学校で災害を想定して、役割分担表を完成させる。（班編成は例であり、学校の実情に応じて変更・追加等する）

※ 学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室・職員室・事務室・保健室等管理運営上必要な場所で、開放しない区域）を決め全教職員で共通理解をしておくことが必要である。

【参考】 災害対策本部の設置基準と設置場所 [例] …設置権限者 校長（代替 副校長・教頭）

災 害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地 震	学校災害対策本部設置基準	校舎が使用できる場合 校長室	校舎が倒壊し使用不可の場合 体育職員室

【参考】 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物 [例]

- 電話1台（番号                    ） FAX（番号                    ）  
ノートパソコン2台           プリンター1台   コピー機           ホワイトボード  
デジタルカメラ               携帯電話           ラジオ             ハンドマイク  
筆記用具（ボールペン、鉛筆、マジック、消しゴム、A4用紙1組、ノート、はさみ、カッターナイフ、セロハンテープ、ガムテープ）等

## 4 備品・備蓄の整備

災害時に的確に対応するため、校内防災委員会（学校安全委員会）の各係の担当者は、災害用品等を所定の場所に保管し、定期的に点検するとともに、原則として、保管場所が誰でも分かるよう「災害用品等のリスト」として職員室等に掲示する。

係 名	必要な物品(例)	保管場所
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マスターキー ● 学校防災マニュアル ● トランシーバー</li> <li>● ハンドマイク ● ラジオ ● 携帯テレビ ● 出席簿</li> <li>● 緊急連絡用（引き渡し）カード ● 緊急活動日誌 ● 乾電池</li> <li>● 懐中電灯 ● 災害対策本部旗</li> </ul>	
施設・設備点検担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設設備等点検表 ● 被害状況調査票 ● 懐中電灯</li> <li>● バール ● 消火器 ● マスターキー ● 電池式ランタン</li> <li>● 軍手 ● ヘルメット ● ジャッキ ● ロープ ● 学校敷地図</li> <li>● バリケード ● 進入禁止等の表示板</li> <li>● 表示用具（マジック●ガムテープ・用紙）</li> </ul>	
救急・救護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急袋 ● 応急手当薬品類 ● 湿布薬等 ● 洗浄用水</li> <li>● 副木 ● ガーゼ ● 包帯 ● マスク ● アルコール ● 担架</li> <li>● AED ● 毛布 ● トランシーバー ● 軍手 ● 健康カード等</li> <li>● 安全靴 ● 防災マスク ● ヘルメット ● のこぎり</li> </ul>	

学校が地域の避難所となる可能性がある場合の備蓄品等として下記の物が考えられる。

- ・飲料水 ・食糧 ・卓上コンロとボンベ ・毛布 ・寝袋 ・簡易テント ・投光器  
 ・ビニールシート ・暖房器具 ・使い捨てカイロ ・タオル ・スリッパ ・バケツ  
 ・電子ライター ・衛生用品 ・紙コップや紙皿 ・発電機と燃料 ・段ボールや古新聞 等

なお、それらの物は、災害対策担当部局や市町村教育委員会、地域の自主防災組織等と協議の上、準備することが大切である。また、学校の状況から、児童生徒等の備蓄備品が必要な状況にある場合、学校は積極的に備蓄のために、関係機関へ働きかける必要がある。この他にも、下記のような点に留意し、災害に備えることが大切である。

- ・地域のコンビニや商店街、商店組合と協議の上、物資が必要な場合提供を受けられる体制を整える。  
 ・学校の状況に応じて、児童生徒用災害袋等を各自が用意し、学校の指定された場所に保管する。  
 ・東日本大震災では、津波によって1階部分に保管した災害用品が使用できなくなったことから、想定される災害や学校の状況によって備蓄品の保管場所を考慮する。



## 5 防災訓練（避難訓練）

### （1）防災訓練の目的

#### ① 防災教育の指導内容の実践的な理解

防災訓練は、児童生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を育成することをねらいとし、防災教育の指導内容について、体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

#### ② 児童生徒等の危険予測・危険回避能力の育成

防災に関わる指導は、その場の状況に応じて的確な危険予測・危険回避の行動がとれるような能力を児童生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践させることが重要である。

#### ③ 教職員の防災対応力の向上

教職員は、防災訓練を通して、的確に状況を把握し、冷静沈着かつ機敏な態度で、その場の状況に応じた臨機応変な行動がとれる防災対応力を向上させることが必要である。

#### ④ 地域の自主防災組織等との連携

地域の防災訓練に学校として参加したり、地域と合同の防災訓練を実施したりするなど、地域との連携・協力を通して、教職員が避難所運営支援に対する協力の仕方など、災害発生時の対応の在り方を身に付ける。

### （2）防災訓練実施上の留意点

#### ① 災害発生時の基本的な対処行動の習得

ア 身体の保護などの緊急時の安全確保

イ 二次災害の防止

ウ 協力的行動

#### ② 計画立案時の留意事項

ア 時期や回数は、学校や地域の状況に応じて、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。特に、学校の立地条件を考慮に入れることは、防災訓練を実施する上で重要である。

イ 事前にその意義を児童生徒等に十分に理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。

ウ 障害のある児童生徒等については、一人一人の障害の状況に応じた配慮事項を明確にして指導する。

エ 教職員は、明確な指示をするとともに、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で、頭部や体を保護させるなど、危険を予測し回避させる訓練を重点的に行う必要がある。

#### ③ 多様な状況を想定した避難訓練の実施

ア 多様な時間帯での訓練

イ 様々な被災状況を想定した訓練

[季節（厳寒、猛暑等）や天候（降雪等）についても考慮する。]

ウ 登下校を想定した訓練

エ 児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

オ 地域の関係機関と連携した訓練

カ 二次避難場所へ避難する訓練

キ 運動場に避難することが困難な状況を想定した訓練

ク 校長や養護教諭等が不在時の状況を想定した訓練

④ 防災訓練実施時の留意事項

ア 地域の消防署等との連携を図り、屋内消火栓、救助袋、消火器、担架など防災用具を積極的に活用して災害時に的確に使用できるように体験させる。

イ 教職員一人一人が役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

ウ 実施後は、教職員の指示の方法、児童生徒等の人数把握、安全確認、避難に必要な時間、避難場所・経路の選定、児童生徒等の避難行動時の状況などについて、専門家の協力を得て適切に評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

エ 校区内での防災訓練の共同開催等、連携した取組についても検討する。

オ 交通機関や交通網が遮断されたり、情報機能の混乱も予想されるので、保護者、関係機関、教職員等の情報通信手段の多様化、分散化を図るとともに、情報機器の操作方法を習得する。

カ 災害発生時に、迅速かつ確実に情報収集、伝達ができるよう平常時から電子メールやインターネット等を活用し、防災訓練においても災害発生時を想定した実践的な活用を図る。

【参考資料】 緊急地震速報を利用した避難訓練

① 緊急地震速報とは

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報である。これにより、地震の強い揺れが到達するよりも早く、これから大きな揺れが来ることを知ることができる。

ア テレビ・ラジオ・携帯電話に、震度5弱以上を予測した場合に、緊急地震速報（警報）を発表。

イ 準備の整った放送局や市町村では全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて防災行政無線により放送

ウ 専用受信端末等では、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度を予測し、報知

② 緊急地震速報の限界

緊急地震速報は、地震の発生を予測するのではなく、あくまでも地震が発生してから、揺れが来ることを知らせる情報であり、技術的な限界がある。

したがって、技術的限界を理解した上で、緊急地震速報が放送されたらすぐに身の安全を確保する体制をとることができるようにすることが大切である。

※ 緊急地震速報の技術的限界

ア 緊急地震速報が発せられてから、揺れが到達するまでの時間は長くても十数秒から数十秒である。

イ 地震が発生した場所の近くでは、速報の発表が強い揺れの到達に間に合わないことがある。

ウ 震度や震源の位置等の推定の精度が、十分ではない場合がある。

エ 1観測点だけのデータを使っている段階では、雷や事故などによるノイズの影響により速報が発表される可能性がある。

③ 緊急地震速報システムを活かすために必要な取組

緊急地震速報を減災に結び付けるためには、備品等の転落落下防止対策、防災教育、防災訓練等を確実に実施しておくことが必要である。

なお、青森地方気象台では、学校における緊急地震速報を取り入れた避難訓練の実施の協力や支援を積極的に行っている。

※ 緊急地震速報を利用した避難訓練（従来の避難訓練との違い）

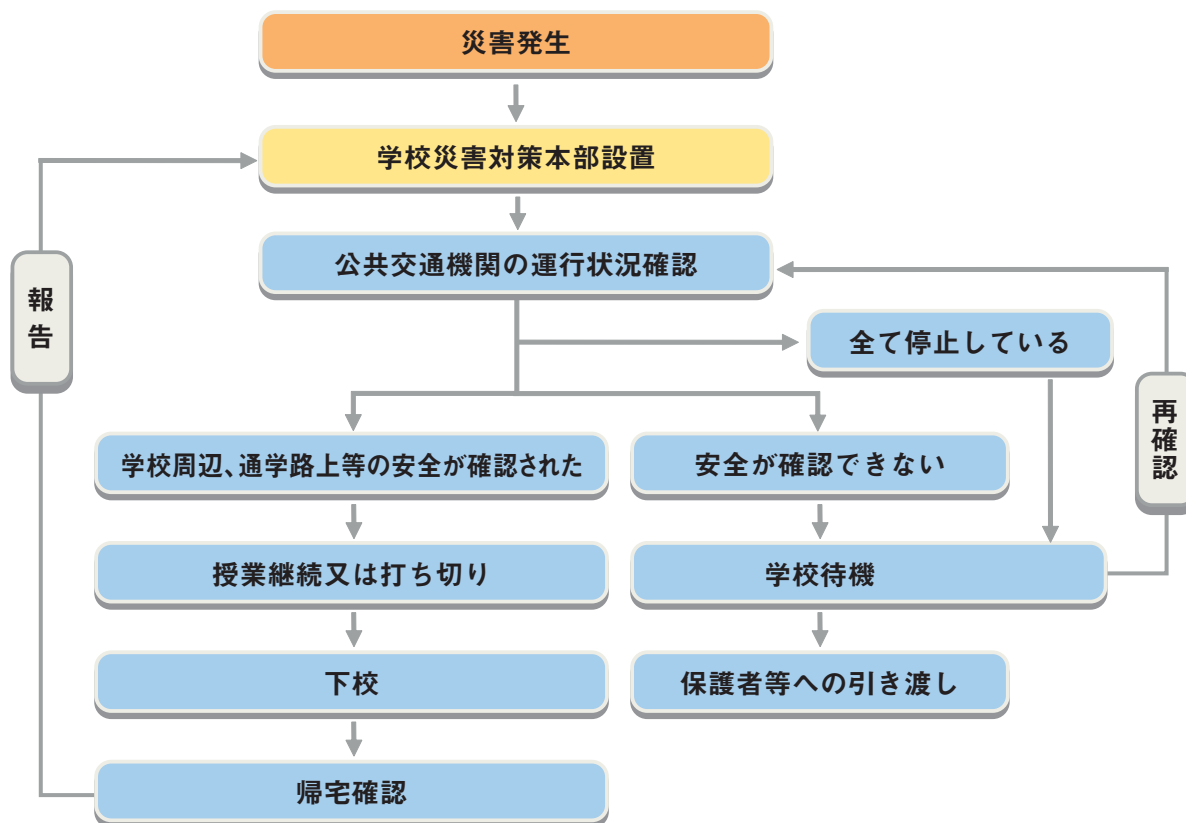
従来の避難訓練	緊急地震速報を利用した避難訓練
危険回避時間 約〇〇秒間	緊急地震速報の受信・放送 対応行動 【キーワード】 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所 「もぐる」「離れる」「つかまる」「ふせる」 「しゃがむ」「頭を守る」「降りる」「外に出る」
<b>地震発生</b>	<b>地震発生</b>
対応行動 避難 点呼 評価	避難 点呼 評価

### （3）県及び市町村等防災訓練への積極的な参加

- ① 家庭・地域・関係機関・市町村防災担当課等との連携
- ② 地域ぐるみの防災訓練への参加
- ③ 消防署などの防災施設の見学や体験

【参考資料】 高等学校の下校及び保護者への引き渡しフロー [例]

公共交通機関（電車・バス）を利用して通学している生徒については、下記のとおり対応する。



※その他の方法で登校した生徒は、道路状況の安全を確認・把握した上で判断する。

#### (4) 家庭・地域・関係機関・市町村防災担当課等との連携

災害発生時にも冷静に対処・行動をするためには、日頃から家庭・地域・関係機関・市町村防災担当課等との綿密な情報共有・連携を図ることが肝要である。

なお、その際は管理職だけではなく、いち早く学校に駆けつける連絡調整者を含めて対応していくことが望ましい。

##### ① 家庭・地域との連携

ア 管理職だけではなく、防災安全担当者や各担当主任などが、地域の自主防災組織等の防災訓練に参加し、地域の防災関係者と交流を深め、災害発生時の具体的な対応について確認する。

イ 平常時から自主防災組織等運営委員会への参加を積極的に行い、日頃から避難所運営支援等についての意見交換を実施する。校長・副校長等が参加し、学校の立場を理解してもらう必要がある。

ウ 日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、町内会、自治会などと共有し、理解を求める。

エ 児童生徒等の引き渡し訓練等を通して、災害発生時の学校の対応や保護者の連絡先・連絡方法などを話し合うなど、保護者との連携を密にしておく必要がある。

##### ② 消防署・警察署・関係機関等との連携

ア 消防署・警察署等に対して、災害が発生した場合に連絡すべき事項や、協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。

イ 防災訓練の際、実地の指導や講評等について、専門家である関係機関等の協力を得る。

##### ③ 市町村防災担当課等との連携

ア 市町村防災担当課等と連絡を密にし、市町村地域防災計画等について、教職員が十分に理解するとともに、市町村等が実施する総合防災訓練への積極的な参加・協力など、市町村防災担当課等と連携した取組を進めることが重要である。

イ 自主防災組織等の運営支援等については、市町村校長会などの場を活用して、定期的に市町村防災担当課等と学校が情報を交換する場を設定することが重要である。

## 6 防災対策

### (1) 地震に対する防災対策

#### ① 校内体制の整備

ア 全教職員が関わり、役割分担と責任を明確にする。

イ 校内防災委員会の設置

#### ② 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備

ア 学校安全計画や学校防災マニュアルの作成

イ 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法の整備

ウ 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）の確認

#### ③ 地震災害を想定した準備

ア 想定すべき二次災害の例（建物の倒壊、非構造部材の落下・転倒・移動、液状化など）

イ 二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例

ウ 校外活動における体制整備

**<判断材料>**

校舎・校地の巡回、学校の耐震化の状況

**<避難場所>**

校庭、近隣の耐震性のある建物、落ちてこない・倒れてこない・物が移動してこない場所

## ④ 学校の施設及び設備等の安全点検

- ア 施設及び設備の安全点検
- イ 非構造部材の点検

## ⑤ 避難訓練

- ア 緊急地震速報受信時の初期対応訓練
- イ 「揺れたら」(初期対応)の訓練
- ウ 「揺れが収まったら」(二次対応)の訓練
- エ 避難訓練実施上の留意点

学校全体だけでなく、学級単位や部活動単位で実施することや、家庭・地域と連携して実施することも必要。また、休憩時間や清掃中、さらに登下校中の場合等も想定し、災害の発生や場所に変化をもたせる。

## ⑥ 教職員研修等

- ア 学校安全の中核となる教員の養成と研修
- イ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

**(2) 津波に対する防災対策**

## ① 校内体制の整備

- ア 全教職員が関わり、役割分担と責任を明確にする。
- イ 校内防災委員会の設置

## ② 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備

- ア 学校安全計画や学校防災マニュアルの作成
- イ 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法の整備
- ウ 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）の確認
- エ 津波災害時の避難のための近隣の高層建物の利用に関する協議

## ③ 津波災害を想定した準備

- ア 二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例
- イ 校外活動における体制整備

**<判断材料>**

1分以上続く長い地震の揺れ、気象庁の津波注意報・津波警報・大津波警報、学校周辺の状況(海の潮位の変化や河川の状況等)、学校周辺の自然的環境、市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示

**<避難場所>**

近くに高台があれば高台、建物の高層階や屋上

## ④ 学校の施設及び設備等の安全点検

- ア 施設及び設備の安全点検
- イ 非構造部材の点検

- ⑤ 避難訓練
  - ア 安全な高い場所への避難の訓練（津波到達予想時間と照らし合わせながら行う）
  - イ 自ら危険を判断し、避難行動をとるための危機管理能力の醸成
- ⑥ 教職員研修等
  - ア 学校安全の中核となる教員の養成と研修
  - イ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

### （３）火災に対する防災対策

- ① 校内体制の整備
  - ア 全教職員が関わり、役割分担と責任を明確にする
  - イ 夜間、休日における火災の対応も確認する
  - ウ 校内防災委員会の設置
  - エ 消防計画の作成
- ② 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
  - ア 学校安全計画や学校防災マニュアルの作成
  - イ 災害発生時の避難方法等の整備
  - ウ 保護者や関係機関等への多様な連絡方法（インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）の確認
- ③ 当該災害を想定した準備
  - ア 二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例
  - イ 校外活動における体制整備

#### <判断材料>

校舎・校地の巡回、学校周辺の状況（出火と延焼の有無、避難経路の確認）、消防署への通報と情報収集、発災時の気象条件（風向、風速、湿度等）

#### <避難場所>

校庭・公園などの広い空間、一時避難場所、広域避難場所

※ 風上に避難（複数の方角に避難場所を用意）

- ④ 学校の施設及び設備等の安全点検
  - ア 施設及び設備の安全点検
  - イ 非構造部材の点検
- ⑤ 避難訓練
  - ア 避難経路の確認とともに、消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の運搬などの訓練も合わせて実施する
  - イ 地震等の二次災害として想定し、避難経路や集合場所について検討する
  - ウ 風向きや校舎構造などを考慮して避難
- ⑥ 教職員研修等
  - ア 学校安全の中核となる教員の養成と研修
  - イ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

#### (4) 風水害に対する防災対策

- ① 校内体制の整備
  - ア 全教職員が関わり、役割分担と責任を明確にする
  - イ 校内防災委員会の設置
- ② 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
  - ア 学校安全計画や学校防災マニュアルの作成
  - イ 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法の整備
  - ウ 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）の確認
- ③ 当該災害を想定した準備
  - ア 想定すべき二次災害の例（土砂災害、堤防決壊など）
  - イ 二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例
  - ウ 校外活動における体制整備

##### <判断材料>

校舎・校地の巡回、学校周辺の状況（避難経路の確認）、学校の自然的環境・社会的環境、市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示

##### <避難場所>

危険区域外の建物、緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

- ④ 学校の施設及び設備等の安全点検
  - ア 施設及び設備の安全点検
  - イ 非構造部材の点検
- ⑤ 避難訓練  
避難経路の確認とともに、消防署への通報、避難誘導、非常時持ち出し品の運搬などの訓練も合わせて実施する
- ⑥ 教職員研修等
  - ア 学校安全の中核となる教員の養成と研修
  - イ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用

#### (5) 雪害に対する防災対策

- ① 校内体制の整備
  - ア 全教職員が関わり、役割分担と責任を明確にする
  - イ 校内防災委員会の設置
- ② 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
  - ア 学校安全計画、学校除排雪計画や学校防災マニュアルの作成
  - イ 災害発生時の避難方法等の整備
  - ウ 保護者や関係機関等への多様な連絡方法（インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）の確認
- ③ 当該災害を想定した準備
  - ア 想定すべき二次災害の例（雪崩など）
  - イ 二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例
  - ウ 校外活動における体制整備

<判断材料>

校舎・校地の巡回、学校周辺の状況（避難経路の確認）、学校の自然的環境・社会的環境

<避難場所>

危険区域外の建物、緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

④ 学校の施設及び設備等の安全点検

ア 施設及び設備の安全点検

イ 非構造部材の点検

⑤ 避難訓練

避難経路の確認とともに、消防署への通報、避難誘導、非常時持ち出し品の運搬などの訓練も合わせて実施する

⑥ 教職員研修等

ア 学校安全の中核となる教員の養成と研修

イ 地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用